

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、市が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第3条 法第3条第1項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、それぞれの利用目的及び設置目的に応じた機能を十分発揮できると判断した場合は、これを下回る敷地面積とすることができる。

- (1) 市内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。
- (2) 都市公園の特質に応じて市内における分布の均衡を図ること。
- (3) 防火、避難等災害の防止に資するよう考慮すること。
- (4) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.15ヘクタールを標準とする。
- (5) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1.2ヘクタールを標準とする。
- (6) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを

目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

2 運動公園その他の都市公園については、設置目的にふさわしい内容を具備できるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第4条 法第4条第1項に規定する条例で定める公園施設の建築面積の割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第5条 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める公園施設の建築面積の基準の特例の範囲は、次の各号に掲げる建築物を設ける場合に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設

(2) 政令第5条第4項に規定する運動施設

(3) 政令第5条第5項に規定する教養施設

(4) 政令第5条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設

(5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設

2 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいう。)を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この条例の施行の際現に存する都市公園については、第3条の

規定は，適用しない。